

午後9時25分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 第39 議案第39号 平成15年度藤岡市一般会計予算
- 議案第40号 平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議案第41号 平成15年度藤岡市老人保健特別会計予算
- 議案第42号 平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
- 議案第43号 平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計  
算
- 議案第44号 平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
- 議案第45号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計予算
- 議案第46号 平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計  
予算
- 議案第47号 平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第48号 平成15年度藤岡市水道事業会計予算

議長（塩原吉三君） 日程第39、議案第39号平成15年度藤岡市一般会計予算、議案第40号平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第41号平成15年度藤岡市老人保健特別会計予算、議案第42号平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、議案第43号平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第44号平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、議案第45号平成15年度藤岡市下水道事業特別会計予算、議案第46号平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第47号平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算、議案第48号平成15年度藤岡市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議案第39号平成15年度藤岡市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

国は、平成15年度の予算編成方針で、経済の再生に向けて金融システム改革、税制改革、規制改革、歳出改革を柱に引き続き構造改革を進めるとしておりますが、現在の財政事情は、財政構造改革に取り組んできたものの、デフレ不況下で税収の大幅な落ち込みも見込まれることから、財政状況はさらに深刻化しています。このため、国が決定した地方財政計画においても、地方の歳出のうち人件費の抑制や地方単独事業の削減を図るなどにより地方財政計画の規模を抑制するとしております。また、地方に対する税源移譲につい

ても国庫補助負担金の削減、地方交付税の改革とあわせて見直しを検討する方針であり、今後、国と地方の財源配分が大きく変わることも考えられ、財政的には大きな変動期を迎えています。

平成15年度の当市の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況に対応し、行財政改革により事務事業の見直しや人件費等の歳出経費の削減に取り組むとともに、ソフト事業に主眼を置き、市民が健康で明るく、心豊かに生活が送れ、快適で活力のあるまちとなるよう、福祉、教育、雇用対策、生活環境整備などを重点に予算を編成しました。この結果、平成15年度一般会計予算は182億4,600万円で、前年対比9.9%の減となりました。

それでは、本年度の重点施策と主な事業について申し上げます。

まず、最初に、福祉施策では、福祉医療で小学校3年生まで医療費の無料化を拡大するとともに、乳児の10カ月健診を実施するほか、民間保育所が実施する地域子育て支援センターや学童保育所の施設整備や運営を支援し、健康で安心して子育てができるよう環境を充実するものであります。また、福祉支援センターの福祉作業所の開設や心身障害者デイサービスの実施により障害者福祉の充実を図ります。

次に、厳しい社会経済環境に対応し、雇用対策として特定離職者の再雇用の企業に対する奨励金や求職者支援のIT講習会を実施するほか、企業のISO認証取得の促進などによる市内中小企業の経営や競争力の強化、また、企業誘致奨励金の拡充などにより産業の振興を図るものであります。

次に、教育文化では、日野東小の増築やスクールバスの購入等、平成16年度の統合に向けての整備を行います。また、奨学資金貸し付けにより就学支援を行うほか、特殊教育の充実を図ります。さらに、文化財収蔵庫の建設や七輿の門の開設により、市民が歴史文化に親しめる場を提供するものであります。

次に、都市環境整備として、小林立石線等の幹線道路、下水道や区画整理、公園整備を進めるほか、生活環境では、可燃ごみの祝祭日の収集を行い、サービスの充実を図ります。

さらに、畜産環境対策や土地改良事業などを進め農林業の振興を図るほか、消防車や団詰所の整備を行い、消防体制の充実を図ります。

また、平成15年度は、今後のまちづくりについて、できるだけ多く市民の意見を聞く機会を設け、今後の行政課題や市民サービスについて検討していきたいと考えております。

以上が平成15年度の一般会計における主要な事業の概要であります。

また、9特別会計については、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

ご承知のとおり、歳入については、主要財源である市税は大幅な減額が見込まれ、また、今までのように地方交付税等の国の財源配分、税収等の伸びは期待できない状況でありま

す。一方、歳出は、少子・高齢化による福祉サービス等の経費などが増大すると予想され、これらの財源を歳出全体の見直しで生み出さないと、収支の不均衡により財源不足が拡大することが考えられます。このため、引き続き行財政改革を積極的に進め、財源に見合った適正規模で、市民への充実したサービスが提供できるよう財政の健全化に取り組んでいきたいと考えております。

以上、提案いたしました平成15年度予算に対する私の所信と要旨の説明といたします。議員各位におかれましては、格段のご配慮とご協力をお願いいたします。

なお、詳細については助役より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助役（関口 敏君） 引き続きまして、議案第39号平成15年度藤岡市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算の総額は、第1条で定めてありますように182億4,600万円で、前年度当初予算に比較しますと19億9,500万円、9.9%の減となっております。

次に、第2条の地方債であります。第2表のとおり、老朽管更新事業出資金外13件であります。

次に、第3条の一時借入金であります。借り入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。

市財政の根幹であります第1款の市税では、67億6,021万8,000円を計上するものであります。この額は、前年度当初予算に比較して4億9,008万9,000円、6.8%の減であります。主なものは、個人市民税で18億8,369万9,000円、法人市民税で5億8,226万9,000円、固定資産税で35億306万1,000円、市たばこ税で3億6,637万5,000円、都市計画税で3億1,300万6,000円となっております。

次に、第2款の地方譲与税では2億6,121万4,000円。

第3款の利子割交付金では4,584万7,000円。

第4款の地方消費税交付金では4億9,870万1,000円。

第5款のゴルフ場利用税交付金では1億3,380万5,000円。

第6款の自動車取得税交付金では1億4,621万7,000円。

第7款の地方特例交付金では1億7,500万円。

第8款の地方交付税では30億5,000万円。

第9款の交通安全対策特別交付金では1,313万6,000円。

第10款の分担金及び負担金では3億8,113万6,000円。その主なものは、保育所入所児童運営費負担金であります。

第11款の使用料及び手数料では3億1,167万2,000円。その主なものは、市営住宅使用料及び清掃手数料であります。

第12款の国庫支出金では16億2,431万6,000円、第13款の県支出金では11億1,808万7,000円。いずれも国及び県の法令に基づく負担金、補助金、委託金であります。

第14款の財産収入では1,950万円。その主なものは、土地貸付収入であります。

第15款の寄附金では、存目として5,000円。

第16款の繰入金では、財政調整基金から9億2,500万6,000円、減債基金から1億5,000万円、郷土資料館建設基金から1億円をそれぞれ繰り入れるものであります。

第17款の繰越金では3,000万円。

第18款の諸収入では8億3,283万9,000円。その主なものは、各種貸付金の元利収入であります。

第19款の市債では、適債事業として認められるものはその制度を活用し、16億6,930万円を計上するものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

最初に、人件費の職員給与につきましては、現状で見込まれる人数により各款に所要額を計上いたしました。

第1款の議会費では2億5,704万6,000円。議会の活動に要する経費であります。

次に、第2款の総務費では23億1,038万7,000円。地域の活性化や文化振興の推進、ボランティア・NPOの支援等に取り組むとともに、地域別懇談会の開催等、市民との対話を積極的に進めていくものであります。

第3款の民生費では46億9,226万5,000円。国民健康保険等の特別会計繰出金、高齢対策費、障害者福祉費、また新たに小学校3年生までの医療費無料化や乳児の10カ月健診の実施、学童保育の充実等、子育て環境の整備を図るものであります。

第4款の衛生費では21億7,075万円。病院負担金、環境衛生組合負担金、健康づくりや保健事業、また、新たに可燃ごみの祝祭日収集の実施など、快適な生活環境の整備に取り組むものであります。

第5款の労働費では2億8,394万6,000円。勤労者住宅建設資金等の預託金のほか、特定離職者等雇用企業奨励金等、雇用対策にも力を注ぐものであります。

第6款の農林水産業費では5億4,527万9,000円。戸塚地区土地改良事業、新山村振興事業、畜産環境改善対策事業、林業振興事業等、農林業の振興を図るものであります。

第7款の商工費では5億2,498万6,000円、企業誘致奨励金の拡充、また、新たにISO認証取得や製品等の販路開拓に対する補助制度を設けることにより、産業の振興を図るものであります。

第8款の土木費では24億9,200万7,000円。市道112号・118号、小林立石線、中上大塚線等の幹線道路を整備するとともに、生活道路の新設、改良、歩道のバリアフリー化、また北藤岡区画整理事業、公園整備事業を進めることにより、都市基盤の整備を図るものであります。

第9款の消防費では8億601万2,000円。消防施設の整備充実や広域組合常備消防費負担金、消防団運営費など、市民が安全で安心して暮らせるよう消防防災体制の強化を図るものであります。

第10款の教育費では21億4,655万4,000円。学校教育では、日野地区の学校統合に向けて、日野東小学校の校舎増築やスクールバスを購入するほか、奨学金貸付事業の充実、特殊教育の充実を図るものであります。また、社会教育については、情報通信技術講習会を引き続き開催するほか、生涯学習及び公民館活動の充実に努め、さらに文化財保存整備では、文化財収蔵庫の建設や毛野国白石丘陵公園の史跡整備等により、教育文化の振興を図るものであります。

第11款の災害復旧費、第12款の公債費、第13款の諸支出金、第14款の予備費につきましても、それぞれ所要の額を計上するものであります。

次に、議案第40号平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算の総額は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ46億5,417万3,000円で、前年度当初予算と比較しますと3億8,616万1,000円の増額で、9.0%の伸びとなっております。

次に、第2条の一時借入金ですが、借り入れの最高額を2億円と定めたものであります。

第3条の歳出予算の流用ですが、保険給付費の各項目に計上された予算額に過不足が生じた場合に、款内での流用ができると定めたものであります。

歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。

第1款の国民健康保険税につきましても19億1,900万7,000円を計上いたしました。

次に、第2款の国庫支出金につきましても16億3,315万7,000円を計上し、

主なものは、療養給付費等負担金を13億3,015万9,000円、調整交付金を3億299万8,000円と見込んでおります。

第3款の療養給付費等交付金につきましては6億6,369万8,000円を計上し、退職被保険者の療養給付費交付金を見込んでおります。

第4款の県支出金と第5款の共同事業交付金と第6款の財産収入につきましては、実績等により所要の額を計上したものであります。

次に、第7款の繰入金につきましては3億3,399万2,000円を計上し、一般会計からの繰入金1億6,870万9,000円と財政調整基金からの繰入金1億6,528万3,000円であります。

次に、第8款の繰越金、第9款の諸収入につきましては、それぞれ所要の額を計上したものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

第1款の総務費につきましては、事務費等で2,917万3,000円を計上したものであります。

第2款の保険給付費につきましては30億7,815万7,000円を計上し、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費、そして高額療養費、出産育児一時金、葬祭費であります。

次に、第3款の老人保健拠出金につきましては11億4,953万5,000円を計上し、国保老人の社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。

第4款の介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分といたしまして、2億8,804万円を計上するものであります。

第5款の共同事業拠出金につきましては9,494万2,000円を計上し、高額療養費共同事業拠出金であります。

次に、第6款の保健事業費につきましては627万9,000円を計上し、第7款の基金積立金、第8款の公債費、第9款の諸支出金につきましては、それぞれ所要の額を計上したものであります。

第10款の予備費につきましては500万円を計上したものであります。

次に、議案第41号平成15年度藤岡市老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算の総額は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ48億1,932万5,000円で、前年度当初予算と比較しますと4,024万円の増額で、0.8%の伸びとなっております。

歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。

第1款の支払基金交付金では31億66万円、第2款の国庫支出金では11億3,955万8,000円、第3款の県支出金では2億8,476万3,000円をそれぞれ計上いたしました。老人保健の公費負担割合については昨年10月より変更となり、30%から1年に4%ずつ引き上げ、平成18年10月以降、50%となる見込みであります。

第4款の繰入金につきましては、一般会計繰入金で2億9,123万9,000円を計上いたしました。

次に、第5款の繰越金、第6款の諸収入につきましては、それぞれ所要の額を計上いたしました。

続きまして、歳出について申し上げます。

第1款の総務費につきましては697万9,000円を計上いたしました。

第2款の医療諸費につきましては48億1,224万4,000円を計上いたしました。

次に、第3款の諸支出金、第4款の予備費につきましては、それぞれ所要の額を計上いたしました。

次に、議案第42号平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算の総額は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ26億3,123万5,000円で、前年度当初予算と比較しますと2億8,306万1,000円の増額となり、対前年比12.1%の伸びであります。

次に、第2条の一時借入金ではありますが、借入れの最高額を2億円と定めたものであります。

次に、第3条の歳出予算の流用ではありますが、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合に、款内での流用ができると定めたものであります。

それでは、歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。

第1款の介護保険料につきましては4億7,959万5,000円を計上いたしました。平成15年度から第2期の介護保険事業計画が定められますので、改正された保険料となっております。

次に、第2款の分担金及び負担金では1,615万円を計上いたしました。これは介護認定審査会を多野郡と共同で設置していることによる5町村からの負担金であります。

次に、第3款の国庫支出金では6億4,856万3,000円を計上いたしました。主なものは、介護給付費の20%を見込んだ国庫負担金4億8,941万4,000円と調整交付金及び事務費交付金の国庫補助金1億5,914万9,000円であります。

次に、第4款の支払基金交付金では7億8,306万1,000円を計上いたしました。これは第2号被保険者の保険料で、保険給付費の32%相当分が支払基金より交付される

ものであります。

次に、第5款の県支出金では3億588万4,000円を計上いたしました。これは保険給付費の12.5%が県より交付されるものであります。

次に、第6款の財産収入では1万5,000円を預金利子として計上いたしました。

次に、第7款の繰入金では3億9,696万4,000円を計上いたしました。内訳といたしましては一般会計からの繰入金で、これは介護給付費の12.5%と職員の人件費等であります。

次に、第8款の繰越金では100万円を計上いたしました。

次に、第9款の諸収入は所要額を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

第1款の総務費では1億2,151万2,000円を計上いたしました。これは職員人件費等で7,276万円と、介護認定費用で4,875万2,000円であります。

次に、第2款の保険給付費では24億4,706万5,000円を計上いたしました。主なものは、介護サービス費の23億5,134万円で、これはホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービス費用、ケアプラン作成費用、そして施設サービス費用であります。このほか支援サービス費で7,662万3,000円、その他諸費で410万2,000円、高額介護等サービス費で1,500万円となっております。

次に、第3款の財政安定化基金拠出金では267万9,000円を計上いたしました。これは給付費に不足が生じた場合に、その資金の貸し付けを行う県の基金への拠出金であります。

次に、第4款の基金積立金、第5款の公債費、第6款の諸支出金、第7款の予備費は、いずれも所要の額を計上いたしました。

次に、議案第43号平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条で定めてありますように、予算の総額は2,526万7,000円で、前年度当初予算に比較しますと104万2,000円の減額で、4.0%の減であります。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、歳入よりご説明申し上げます。

第1款の県支出金につきましては479万2,000円を計上し、同事業の実施に伴い生ずる市町村の財政負担を軽減するための貸付助成金であります。

第2款の繰入金につきましては678万2,000円を計上しました。

次に、第3款の繰越金につきましては、存目として計上したものであります。

次に、第4款の諸収入につきましては1,359万3,000円を計上し、貸付金の元利収入などであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

第1款の公債費につきましては2,526万7,000円を計上し、元金及び利子の償還金であります。

次に、議案第44号平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条で定めてありますように、予算総額は5億1,340万7,000円で、前年度当初に比較しますと4,124万1,000円の7.4%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。

第1款の事業収入につきましては2億9,649万7,000円を計上し、内訳は、小学校給食費収入1億8,562万9,000円、中学校給食費収入1億1,076万8,000円であります。

次に、第2款の繰入金につきましては、一般会計繰入金として2億1,683万円を計上したものであります。

次に、第3款の繰越金、第4款の諸収入につきましては、それぞれ所要の額を計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款の総務費につきましては2億1,562万5,000円を計上し、人件費等の運営経費であります。

次に、第2款の事業費につきましては2億9,678万2,000円を計上し、年間197日の給食用賄材料費であります。

次に、第3款の予備費につきましては、所要の額を計上したものであります。

次に、議案第45号平成15年度藤岡市下水道事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

第1条で定めてありますように、予算の総額は13億3,927万1,000円で、前年度当初予算に比較しますと6,814万3,000円の減額で、4.8%の減であります。

次に、第2条の債務負担行為であります。第2表のとおり新立石樋管工事に伴う電気通信設備の移転補償費であります。

次に、第3条の地方債であります。第3表のとおり公共下水道事業外1件の市債であります。

次に、第4条の一時借入金であります。借り入れの最高額を7億円と定めたものであります。

続きまして、歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。

第1款の分担金及び負担金につきましては1,761万1,000円を計上し、受益者負担金であります。

次に、第2款の使用料及び手数料につきましては1億4,017万3,000円を計上したものであります。

次に、第3款の国庫支出金につきましては1億8,050万円を計上し、事業の実施に伴う負担金であります。

次に、第4款の県支出金につきましては150万円を計上し、事業の実施に伴う補助金であります。

次に、第5款の繰入金につきましては5億9,194万6,000円を計上し、一般会計繰入金であります。

次に、第6款の繰越金につきましては、所要の額を計上したものであります。

次に、第7款の諸収入につきましては854万1,000円を計上したものであります。

次に、第8款の市債につきましては3億9,600万円を計上したものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

第1款の公共下水道費につきましては8億5,848万4,000円を計上し、内訳といたしまして、維持管理費に1億1,577万3,000円、建設費に7億4,271万1,000円であります。維持管理費の主なものといたしましては、県央処理場維持管理負担金等であります。また、建設費の主なものといたしましては、工事委託料、工事請負費、水道管及びガス管の地下埋設物の移設補償費等であります。

次に、第2款の公債費につきましては4億7,978万7,000円を計上したものであります。

次に、第3款の予備費につきましては、所要の額を計上したものであります。

なお、今年度の工事概要といたしましては、北藤岡駅周辺土地区画整理事業関連として管渠延長約520メートル及び新立石樋管の設置、また、市街地の整備では管渠延長約1,515メートル、整備面積約5.9ヘクタール、接続可能世帯200戸を旭町、芦田町、小林、中栗須地区等で実施する予定であります。

次に、議案第46号平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

この予算は、平成12年度から日野・高山地区において地域住民の生活環境とあわせて自然環境の保全を図っていくことを目的に実施しております事業の特別会計予算であります。

予算の総額は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ3,734万9,000円で、前年度当初予算と比較しますと93万1,000円の増額で、2.6%の増加と

なっております。また、本年度の浄化槽の設置予定基数は24基を見込んであります。

次に、第2条の地方債につきましては、第2表のとおり特定地域生活排水処理事業として1,570万円であります。

次に、第3条の一時借入金では、借り入れ限度額を4,500万円と定めております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

第1款の使用料及び手数料では、第1項使用料として、浄化槽使用者から設置時に人槽当たり3万円のご負担いただく金額として401万円、第2項の手数料につきましては、浄化槽の保守点検費用を使用者からいただく金額として336万7,000円。

第2款の国庫支出金では、浄化槽を設置する場合の国庫補助金として924万4,000円。

第3款の財産収入では、減債基金からの収入として2,000円。

第4款繰入金では、一般会計からの繰入金で492万4,000円。

第5款の繰越金では10万円。

第6款の諸収入では2,000円。

第7款の市債では1,570万円をそれぞれ計上してあります。

次に、歳出について申し上げます。

第1款の総務費では、臨時職員の賃金等で98万9,000円。

第2款の施設費では、第1項の施設管理費として737万9,000円、第2項の施設整備費として、浄化槽設置工事費用で2,793万円。

第3款の公債費では65万1,000円をそれぞれ計上したものであります。

第4款の予備費は、所要の額を計上したものであります。

次に、議案第47号平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条に定めてありますように、予算の総額は1,581万1,000円で、前年度予算に比較しますと26万2,000円、率にして1.6%の減であります。

歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金では2,000円を存目として計上しました。

次に、第2款の使用料及び手数料では745万8,000円を計上し、内訳といたしましては、中倉・三友・芝平・鹿島簡易水道及び塩平小水道の使用料であります。

次に、第3款の繰入金では、他会計繰入金で824万9,000円、第4款の繰越金で10万円、第5款の諸収入では2,000円を存目として計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

第1款総務費では、総務管理費で1,481万1,000円、第2款の予備費で100

万円を計上するものであります。

次に、議案第48号平成15年度藤岡市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

初めに、第2条、予算の業務の予定量につきましては、給水戸数は2万750戸、年間総給水量は910万立方メートル、1日平均給水量2万4,863立方メートルを供給する予定であります。主な建設改良費は、水源開発施設整備事業で八ツ場ダム建設費負担金、設備改良事業で石綿セメント管の布設替事業等を行う予定であります。

次に、第3条、予算の収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業収益の収入総額として13億8,722万円を見込み、内訳として、営業収益13億7,423万4,000円、営業外収益で1,298万4,000円、特別利益で2,000円であります。営業収益の内訳でございますが、水道料金収入で12億9,838万1,000円、受託工事収益で5,073万円、加入金で2,041万3,000円等であります。また、営業外収益は賃貸料等であります。特別利益は、存目として計上しました。

続きまして、水道事業費用の総額として12億9,083万3,000円を計上しました。内訳として、営業費用は8億8,546万円、営業外費用3億5,317万2,000円、特別損失として220万1,000円、予備費で5,000万円であります。営業費用の主な内訳といたしまして、原水及び浄水費1億9,465万4,000円、配水及び給水費1億7,124万1,000円、受託給水工事費6,518万円、業務費6,080万1,000円、総係費6,221万7,000円、減価償却費3億1,302万9,000円等であります。

次に、営業外費用は3億5,317万2,000円で、主なものは、企業債利息3億2,417万2,000円、消費税2,000万円等であります。特別損失では、過年度損益修正損等で220万1,000円、予備費で5,000万円を計上いたしました。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入6億610万6,000円を見込みました。内訳として、企業債3億6,600万円、石綿セメント管布設替と水道水源開発施設整備費に伴う一般会計出資金5,636万6,000円、負担金で、消火栓の一般会計負担金と工事負担金で7,855万円、水道水源開発等施設整備費国庫補助金1億519万円あります。

次に、資本的支出では12億2,387万1,000円を計上しました。内訳として、第1項建設改良費で、八ツ場ダム建設事業費等の水源開発施設整備費1億1,375万7,000円、一般拡張費4,765万3,000円、設備改良費、これは石綿セメント管布設替工事費等5億4,780万1,000円、負担工事費7,857万円、固定資産購入費2,656万3,000円であり、第2項企業債償還金は、元金償還4億952万7,

000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億1,776万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億5,841万2,000円及び当年度損益勘定留保資金2億5,935万3,000円で補填する予定であります。

次に、第5条、予算の企業債の借り入れ限度額、第6条、予算の一時借入金の限度額、第7条、予算の議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、予算のたな卸資産購入限度額につきましては、所要の額等を定めたものであります。

以上、一般会計から9特別会計予算の提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第39号から議案第48号まで総括質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9番（茂木光雄君） いよいよ平成15年度の予算が新市長のもとに計画としてこのように上がってまいりました。2003年度の一般会計の予算182億4,600万円、前年対比9.9%のマイナスということでございますけれども、これは県下11市の中でも削減率といいますが、最高にこの割合を減じております。上毛新聞の資料によりますと、藤岡市においては1人当たりの一般会計の予算が何と29万円ということで、11市の平均では1人当たり35万円の一般会計の予算があるにもかかわらず、藤岡市においては29万円ということで、非常に厳しいといいますが、大変市民1人当たりの予算額が小さいわけです。

ということは、今まで平成14年度までにおいては、本市においては、ご承知のように県下11市の中でも最高にいい一般会計を持っているのだと、財政も豊かで非常にすばらしい健全財政であるというふうに言われておったものが、新市長誕生以来、何と11市の中でも市民1人当たりの額が最低のこういった予算を組まざるを得なかったということがあります。これに関して、先ほど市長におかれましてはソフト重視で、いわゆる箱物から脱却した中での予算を組んでいくのだというふうにおっしゃっていますけれども、この厳しい現実というもの、どうして1年経ってこのようになってしまったのか、市長として、なぜこのような厳しい財政を組まなければならなくなってしまったのかを理由として答えたいと思います。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

- 市長（新井利明君） ただいまの茂木議員からのご質問でございますが、182億4,600万円の予算計上をいたしました。なぜそんな厳しい、削減した予算を組まなければならなかったのかということでございます。やはり大きな意味では、もう市税収入の低下、これが上げられると思います。そんな中で、今後将来の藤岡市を見据えた中で財源確保が難し

くなっている現在、来年度の182億4,600万円はかなり厳しく予算を切り詰めたというふうに認識しております。今後どういう形で経済状況が推移していくのか、わかりませんが、まだまだ厳しい状況が続くのではないかとこの予想はいたします。今後、平成16年度以降もかなり削減した予算にしていかなければいけないかというふうに考えておりますが、とりあえず来年度につきましては9.9%の減ということで予算を計上させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 私は、平成14年度までは健全財政で県下11市の中で最高にすばらしい予算ということになっているのだというふうに聞いていたわけです。それが、平成15年度予算を組むときにどうしてこのような予算組みになってしまっているのか、このところをきちんとした認識の中でやりませんと、新市長になってから急にこの財政が悪くなったのかという印象を受けますけれども、その辺をきちんと説明していただきたいということでございます。

さらに、民生費においては8.1%という形で、こういった減額の予算を組んでいくということになりますと、いろいろな意味で需要にかかるものを切り詰め、切り詰め、さらに切り詰めるということになりますと、では、今まで健全というふうに着目していたものに何か、どこか誤りがあったのではないかとこのように考えますけれども、その辺、市長の見解はいかがでしょうか。ご自分が市長になられてから、いや財政というもの、実は健全ではなかったのではないかとこの見解もあるのではないかと思いますけれども、その辺の予算組みにかかわる骨子について、きちんと説明をしていただきたいと思っております。

議長（塩原吉三君） 市長。

市長（新井利明君） ただいまの平成14年度の予算が健全であるかどうかという質問につきましては、私が答弁する課題ではないというふうに認識しております。ただ、平成14年度の予算を執行していく中にありまして、大変今後厳しくなるということで、財政改革及びいろいろな事務事業の見直しをやってきたということでご理解をいただきたいと思っております。

そして、平成15年度予算につきましては、今、ご提案申し上げましたように9.9%の減で計上させていただいた、こういうことでございます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 市税については、わずか6.8%しか減収になっていないわけです。しかしながら、全体の予算を20億円も削らなくてはならなかったという、この理由については、やはりきちんとした説明をしませんと、私に言わせれば、新市長になってから急に厳しくなったのだという印象をとられかねないということです。ですから、その説明をきちんとしませんと、税収の落ち込みはわずか6.8%です。つまり税収入はそれほど落ち

込んではいない。けれども、現実には、今、言ったように県下で市民1人当たり29万円という最低の一般会計予算でやっていかななくてはならないという船出は、非常に新市長にとってはきついのです。

そこのところをきちんとした中で説明ができませんと、先ほどから私が再三言っているように、新市長になってから急に財政が悪くなったのではないかというあらぬ疑いをかけられるのではないかということなので、そこのところをきちんとした答弁でお願いしたいと思います。いろいろやじも飛んでおります。時間も過ぎておりますから、きちんと答えをいただいて、次にいきたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） 市長に答弁が求められておりますけれども、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、平成15年度の予算につきましては、市税の落ち込みが4億9,000万円でございます。また、交付税の減額が2億円を見込んでおります。合わせますと6億9,000万円の減となりますので、投資的経費でいきますと3倍の支出が可能でございますので、簡単なことを言いますと20億円の減でございます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号から議案第48号までの10件については、議員全員の構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第48号までの10件については、議員全員の構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議員全員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議員全員を予算特別委員に選任することに決しました。

第40 議員提出議案第1号 藤岡市議会委員会条例の全部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第40、議員提出議案第1号藤岡市議会委員会条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者反町清君の登壇を願います。

（5番 反町 清君登壇）

5番（反町 清君） ただいま議題となりました議員提出議案第1号藤岡市議会委員会条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

藤岡市議会委員会条例は、藤岡市議会会議規則とともに昭和42年に全国市議会議長会が示した標準市議会委員会条例及び標準市議会会議規則に基づき、藤岡市議会委員会条例、藤岡市議会会議規則が制定され、今日に至っております。しかし、その大半の条文は委員会条例と会議規則が重複するものであります。このことから、藤岡市議会委員会条例の全部改正を行うものであります。

改正の内容は、藤岡市議会委員会条例と藤岡市議会会議規則の中で、委員会に関する規定は委員会条例に、本会議を中心とした規定は会議規則に規定し、明確にわかりやすくするためのものであります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。議員全員のご賛同をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第1号藤岡市議会委員会条例の全部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### 第41 議員提出議案第2号 藤岡市議会会議規則の全部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第41、議員提出議案第2号藤岡市議会会議規則の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者反町清君の登壇を願います。

(5番 反町 清君登壇)

5番(反町 清君) ただいま議題となりました議員提出議案第2号藤岡市議会会議規則の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

藤岡市議会会議規則は、藤岡市議会委員会条例とともに昭和42年に全国市議会議長会が示した標準市議会会議規則及び藤岡市議会委員会条例に基づき、藤岡市議会会議規則、藤岡市議会委員会条例が制定され、今日に至っております。しかし、その大半の条文は会議規則と委員会条例が重複するものであります。このことから、藤岡市議会会議規則の全部改正を行うものであります。

改正の内容は、藤岡市議会会議規則と藤岡市議会委員会条例の中で、本会議を中心とした規則は会議規則に、委員会に関する規定は委員会条例に規定し、明確にわかりやすくするためのものであります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。議員全員のご賛同をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第2号藤岡市議会会議規則の全部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 第42 議員提出議案第3号 藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第42、議員提出議案第3号藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者反町清君の登壇を願います。

(5番 反町 清君登壇)

5番(反町 清君) ただいま議題となりました議員提出議案第3号藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正は、地方自治法第100条第12項に議員派遣関係規定が盛り込まれたため、地方自治法第100条「第12項」、「第13項」が順次「第13項」、「第14項」に繰り上げられたことによる改正であります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。議員全員のご賛同をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よつて、議員提出議案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第3号藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よつて、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 休 会 の 件

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。議事の都合により3月4日から9日までと、11日の7日間休会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よつて、3月4日から9日までと、11日の7日間休会することに決しました。

#### 散 会

議長(塩原吉三君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後10時35分散会